

(様式 5)

金沢版ふるさと納税制度支援業務に係る基本協定

発注者 金沢市と受託者 とは、金沢版ふるさと納税制度支援業務（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(基本的合意)

- 第 1 条 発注者及び受託者は、本業務に関して、発注者が実施したプロポーザルにより、本業務を担う者として受託者が特定されたことを確認する。
- 2 受託者は、提示条件を遵守の上、発注者に業務の提案を行ったものであることを確認するとともに、提案を誠実に履行することを誓約する。

(業務委託契約の締結)

- 第 2 条 発注者及び受託者は、令和 9 年 4 月 1 日に金沢版ふるさと納税制度支援業務委託契約を締結するものとする。

(準備行為)

- 第 3 条 受託者は、業務委託契約の締結前であっても自己の費用と責任において、本業務に関して必要な準備行為をなすものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で受託者に対して協力するものとする。

(委託する業務)

- 第 4 条 委託する業務の内容と委託料は、次のとおりとする。
- (1) 業務の内容は、別紙「金沢版ふるさと納税制度支援業務仕様書」のとおりとする。
- (2) 委託料（謝礼品及び謝礼品の配送に係る費用を除く。）は、令和 9 年度中に受託者の管理システムで管理する寄附金額の パーセント （税抜。1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び寄附件数に 円 （税抜。）を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (3) 発注者は、前項の合計額にあわせて、本市が謝礼品選定委員会で決定した謝礼品の代金及び謝礼品の発送にかかる送料についても、調達実績に応じて受託者へ支払うこととする。

(秘密保持)

- 第 5 条 受託者は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、業務委託契約に定める本業務の終了日までとする。

(協定の解除)

第7条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 受託者が、本協定の条項に違反したとき。
- (2) 受託者が、発注者の承諾なしに本協定によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
- (3) 業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受託者が本協定の解除を申し入れたとき。

2 前項の規定によって本協定が解除されたときは、受託者は、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償責任)

第8条 受託者は、業務の執行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定書に疑義を生じた場合は、協議の上、定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市
金沢市長

受託者